

リバウンド防止と社会経済活動の両立期間の具体的実施内容
(沖縄県対応方針)

Ⅲ 学校・社会福祉施設・各関係施設等

(令和3年10月28日更新)

項目	実施内容
<p>1. 公立学校</p> <p>(1) 県立学校</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立学校においては、学習の機会を保障する観点から、感染拡大防止対策を徹底しながら、教育活動を継続する。 ○ 衛生管理マニュアル等に基づき、学校教育活動、課外活動及び学生寮における感染防止対策を徹底する。ただし、学校等の感染状況に応じ、学級閉鎖等を実施する。 ○ 児童生徒の家庭において健康観察を徹底し、体調不良時は登校を控えるよう周知する。 ○ 学校行事等を実施する際には地域の感染状況等を踏まえ、場所や時間、開催方法等について十分配慮する。 ○ 学校の部活動は、地域の感染状況を踏まえ、各競技団体等のガイドラインに則り、平日2時間以内、土日祝日は3時間以内で練習することができる。練習や大会で体調異変の場合、抗原簡易キットを活用する等、感染症対策に努める。合宿・遠征は行わないこと。また、部活動前後での集団での飲食は控えるとともに、部活動終了後はすみやかな帰宅を促す。 ○ 「学校・保育PCR検査支援チーム」による、迅速なPCR検査に協力する。 ○ ワクチン接種を希望する教職員・児童生徒に対し、必要な情報等を提供する。
<p>(2) 市町村立学校</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村においては、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。 ○ 小中学校における「学びの保障」については、文部科学省通知を各学校に周知し、学び残しが生じないように、教育課程の再編成や指導の重点化等を促すとともに、引き続き遠隔授業を含む学習支援の環境整備を促進する。
<p>2. 県内大学</p> <p>(1) 県内大学</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校において、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。 ○ 部活動、課外活動、学生寮における感染防止対策の徹底する。 ○ 学生等に対し、感染リスクが高い会食や飲食等について4人以下・3密を避けて・2時間以内で利用するように注意喚起を要請する。 ○ 感染防止と対面授業・遠隔授業の効果的実施等による両立に向けて適切に対応する。 ○ 学生に対しワクチン接種を推奨する。

(2)県立看護大学	<p>○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和3年5月に「沖縄県立看護大学 新型コロナウイルス感染症拡大防止の活動指針」を策定した。</p> <p>県の警戒レベルが第3段階であり、同指針によりレベル3の取組を実施する。以下主な取組。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 構内立ち入り制限の基本方針 症状がある者は入構禁止。 2 教育活動について 授業等については、遠隔授業と分散登校とする。但し、演習及び実習科目は感染予防対策を徹底して対面授業とする。 学外での教育活動については、感染状況及び受入施設等の協議により実施を判断。 学生の課外活動については、原則、集合しての活動は禁止。感染拡大防止措置を講じた上での実施は可。 3 研究活動について 教職員については、感染拡大防止措置を講じた上で実施。 4 大学運営について 感染拡大防止措置を講じた上で勤務。会議は遠隔と対面のハイブリッドで実施。 5 学生に関すること ワクチン接種を推奨。 感染リスクが高い会食や飲食等について4人以下・3密を避けて・2時間以内で利用するように注意喚起を実施。
(3)県立芸術大学	<p>○ 遠隔授業を継続するが、感染防止対策を講じた上での面接受業の実施が適切と判断されるものについては、面接受業を実施する。</p> <p>○ 部活動、課外活動における感染防止対策の徹底と、懇親会や飲み会などについて、学生等への注意喚起を行う。</p> <p>○ 学生に対しワクチン接種を推奨する。</p>
(4)県立農業大学校	<p>○ 学校教育活動については感染対策徹底し、原則、以下の対応を予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講義は通常通り実施する。なお、感染対策の観点から、分割・オンライン形式も活用しながら対応する。 ・学生に対しワクチン接種を推奨するとともに、先進農家派遣実習前のPCR検査を実施する。 <p>○ 課外活動、学生寮における感染防止対策の徹底と、懇親会や飲み会などについて、学生等への注意喚起を行う。</p>
3. 高専、私立学校等	
(1)私立幼稚園等	<p>○ 私立幼稚園においては、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。</p> <p>○ 地域で感染が拡大した場合には、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事する等、仕事を休むことが困難な保護者への預かり保育の提供を依頼する。</p> <p>○ 発熱や呼吸器症状など風邪症状がある児童や職員の厳格かつ迅速な登園・出勤自粛の徹底を依頼する。</p> <p>○ 濃厚接触の疑いのある職員の迅速な出勤自粛の継続を依頼する。</p>
(2)私立小中高	<p>○ 各学校において、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、県立学校の対応を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。</p> <p>○ 「学校・保育PCR検査支援チーム」による、迅速なPCR検査に協力する。</p>
(3)専修学校・各種学校	<p>○ 各学校において、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、県立学校の対応を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。</p> <p>○ 部活動、課外活動、学生寮における感染防止対策の徹底と、懇親会や飲み会などについて、学生等への注意喚起を要請する。</p>

(4)職業能力開発校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職業能力開発校においては、感染防止対策を徹底した上で訓練を継続する。地域の感染状況によっては、オンライン訓練の活用や訓練時限数の短縮により訓練を継続する。 ○ 民間教育訓練施設等への委託訓練においても原則同様とする。 ○ 訓練生等に対し、混雑している場所や時間の外出を控えるよう要請する。また、会食や懇親会などは、同居家族やいつも一緒にいる方と、4人以下、3密を避けて、2時間以内とすることなど、注意喚起を行う。
(5)消防学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防学校においては、感染防止対策を徹底した上で、教育訓練を実施する。 ○ 教育訓練、寮生活における感染防止対策の徹底と、懇親会などについて、学生等への注意喚起を行う。
4. 社会福祉施設	
(1)高齢者・障害者施設等	
①高齢者・障害者施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策を徹底した上で、事業の継続を要請する。 ○ 入所者に感染者等が発生した場合の施設内の消毒、個室管理等の迅速な対応を要請する。 ○ 職員に感染者等が発生した場合の人員体制の確保に関する施設内・法人内等での検討・実施を要請する。 ○ 発生施設へ不足する衛生資材の提供及び職員応援依頼に対し関係機関と連携して対応する。
②通所・短期入所サービス利用者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者や家族に感染者等が発生した場合は利用事業所及び居宅介護支援事業所へ速やかに情報を提供することを要請する。
③通所・短期入所事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 休業する場合等は利用者に必要なサービスが提供されるよう居宅介護支援事業所等と連携した適切なサービスの提供確保を要請する。
④訪問サービス利用者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者や家族に感染者等が発生した場合は利用事業所及び居宅介護支援事業所へ速やかに情報を提供することを要請する。
⑤訪問系事業所・居宅介護支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通所・短期入所事業所からの代替サービス提供依頼に対し利用者への必要なサービス提供確保の協力を要請する。
⑥面会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の管理者は、地域における発生状況等を踏まえ、制限の程度(施設における1日あたりの面会回数、面会方法(対面、ガラス越し、リモート)、面会時間、人数等)を判断し、感染防止対策を徹底した上で実施することを要請する。
(2)保育所・放課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症対策や園児・職員の健康管理を徹底したうえで、通常どおりの保育の提供を依頼する。 ○ 発熱や呼吸器症状など風邪症状がある児童や職員の厳格かつ迅速な登園・出勤自粛の徹底の継続を依頼する。 ○ 濃厚接触の疑いのある職員の迅速な出勤自粛の継続を依頼する。 ○ 地域で感染が拡大した場合には、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事する等、仕事を休むことが困難な保護者を除き、家庭保育や登園自粛の協力依頼、又は臨時休園を検討することを依頼する。

5. その他の公共的施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 博物館、美術館や運動施設など、県立の公共施設については、感染防止対策を徹底しながら、引き続き運営をする。 ○ 感染防止対策の観点から、施設によっては一部サービスの制限及び人数制限等を実施する。 ○ 市町村立の公共施設については、県と同様の対応を要請する。
(1)社会教育施設	
①県立図書館	○ 当館の感染拡大予防ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底した上で、開館する。
②青少年の家	○ 感染防止対策を徹底した上で、地域の感染拡大状況を踏まえながら、利用者の受入れを行う。
③埋蔵文化財センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策を徹底した上で開所する。(一部施設は当分の間休室とする)。 ○ イベント等に際しては、状況に応じて利用者の人数制限等の対策を講ずる。
④地域環境センター	○ 感染防止対策を徹底した上で、利用者の受入れを行う。
⑤博物館・美術館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策を徹底した上で開館する。 ○ 感染拡大予防ガイドライン等に基づき感染防止対策を徹底した上でイベントを実施する。 ○ 貸館等の施設利用者に対して、ガイドライン等に沿って十分な感染防止対策を講じるよう求める。
⑥沖縄空手会館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策を徹底した上で、利用者の受入れを行う。 ○ 施設利用者には、感染拡大予防ガイドラインに基づいて3密回避及び手指消毒等の注意喚起を行う。 ○ 3密対策として、施設の利用人数の制限を実施する。
⑦沖縄県平和祈念資料館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策を徹底した上で開館する。 ○ 常設展示室については、当面の間、団体での入室を原則、予約制とし混雑を避けるため入室整理を実施する。
⑧公文書館	○ 当館の感染拡大予防ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底した上で開館する。
(2)国営・県営公園	
①県立県民の森	○ 感染防止対策を徹底した上で開園する。
②奥武山総合運動場	<ul style="list-style-type: none"> ○ 奥武山総合運動場(奥武山陸上競技場、奥武山補助競技場、奥武山庭球場、奥武山水泳プール、武道館、奥武山弓道場、糸満球技場、ライフル射撃場)は、感染防止対策を徹底した上で開場する。 ○ ただし、個人利用については、人数や使用方法等について一部制限を行う場合がある。 ○ なお、利用者には各種ガイドラインに沿って十分な感染防止対策を講じるよう求める。
③美ら海水族館	○ 美ら海水族館及び周辺施設を含む県管理区域は、感染防止対策を徹底した上で施設運営する。ただし、3密対策等感染防止対策のため、入場制限等を行う場合がある。
④首里城公園	○ 首里城有料区域並びに県営首里城公園首里杜館及び地下駐車場は、感染防止対策を徹底した上で施設運営する。ただし、3密対策等感染防止対策のため、入場制限等を行う場合がある。

⑤県営8公園施設	○ 遊具等及び駐車場は、感染防止対策を徹底した上で利用出来るものとする。ただし、屋内・屋外施設の利用については、3密対策等感染防止対策の取組状況を確認のうえ、施設毎に検討していくこととする。
⑥市町村営公園	○ 県の対応について参考送付し、県公園と同様の対応を要請する。
⑦平和創造の森公園	○ 感染防止対策を徹底した上で、開園する。
⑧県営海浜公園 (西原・与那原マリンパーク、あざまサンサンビーチ、宇堅ビーチ)	○ 感染防止対策を徹底した上で開園する。 ○ 遊泳等については、感染防止対策を徹底した上で利用できるものとする。 ○ 屋内施設のシャワー室、更衣室及び売店等については、感染防止対策を徹底し、人数等入場制限を行った上で利用できるものとする。 ○ バーベキューについては、県対処方針の県民要請を踏まえ4人以下・2時間以内とし、同居家族や親しい方など普段一緒にいる方同士での利用とする。 ○ 酒類の提供については、県対処方針の県民及び飲食店への要請を踏まえた対応とする。
⑨市町村営海水浴場等	○ 県の対応について参考に送付し、県営海浜公園と同様の対応を要請する。
(3)その他	
①沖縄コンベンションセンター	○ 催事の実施に当たっては、各種ガイドラインに沿って感染防止対策の徹底を図るとともに、必要に応じて催事主催者へ規模の縮小又は延期等の調整を行う。
②万国津梁館	○ 催事の実施に当たっては、各種ガイドラインに沿って感染防止対策の徹底を図るとともに、必要に応じて催事主催者へ規模の縮小又は延期等の調整を行う。
③沖縄県総合福祉センター	○ 「感染拡大予防ガイドライン」に基づき、入場整理等の混雑を避けるといった感染防止対策を徹底しながら運営する。
④沖縄県男女共同参画センター	○ 「感染拡大予防ガイドライン」に基づき、入場整理等の混雑を避けるといった感染防止対策を徹底しながら運営する。
⑤運転免許センター関連	○ 運転免許センター、中部支所、北部支所、宮古支所、八重山支所においては講習室の分散、定期的な換気、必要な場合は入場制限を行うなどの感染防止対策を徹底するとともに、体調不良や風邪症状のある方の来庁自粛を広く呼びかけながら業務を継続する。